

市民生活・環境関係

件 名	犬のフン迷惑等に係る条例について
内 容	市によっては、「フンを放置した場合、条例違反で数万円の罰金を科す」地域があります。 白井市も、犬のフン迷惑条例を設置するべきだと思いますが、如何でしょうか？
回 答	市では、「白井市まちをきれいにする条例」を制定しており、飼い主の責務や飼い犬のふんの放置を禁止する事項を定めています。 また、禁止事項の違反者には指導、勧告、更には命令を行い、これに従わない者には3万円以下の過料に処することを定めています。 しかしながら、犬のふんの処置につきましては原因者の特定が困難なこともあり、市としましては、犬のふんで困っているといった同様の問い合わせがある場合、周辺を現地確認の上、啓発用の看板設置や、周囲にチラシを配布するなど、対応をしているところです。 飼い犬のふんを処理しないことは、飼い主のマナーの問題であることから、市は引き続き正しい動物の飼い方について周知啓発を行ってまいりますが、看板設置や周囲へのチラシ配布といった対応ができますので、詳しい御事情について、担当課の環境課までお問い合わせください。 （関係課：環境課）